

○内閣府告示第五百二十一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年一月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

- 一 区域計画の作成主体 愛知県国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 愛知県 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業 農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業、特定非営利活動法人設立促進事業、特定実験

試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び国家戦略道路占用事業

○内閣府告示第五百二十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百三十八号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年一月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

- 一 区域計画の作成主体 広島県・今治市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 広島県・今治市 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、特定非営利活動法人設立促進事業、道の駅設置者民間拡大事業及び獣医師の養成に係る大学設置事業